**柳城学院四大開学記念募金**

**募金の使途**

みなさまからお寄せいただいた寄付金は、主に次の事業に使用します。

　１．教育環境の整備・充実のために

・名古屋柳城女子大学開学（2020年4月）に伴う環境整備

・附属幼稚園の環境整備

　２．奨学金基金として

　・名古屋柳城女子大学開学（2020年4月）に伴い、四大生・短大生への奨学金の充実

　３．特別活動支援

　　・名古屋柳城女子大学開学（2020年4月）に伴い、四大生・短大生のクラブ活動の活性化等の支援

**受付期間**

　2020年9月１日～2024年3月31日

**募金金額**

一口　3,000円

　※できましたら、複数口の寄付をお願いいたします。任意の金額もありがたくお受けいたします。本募金を支える制度です。できる限り長く継続的にご支援いただけますと幸いです。

**申込方法および振込方法**

ゆうちょ銀行振替口座をご利用ください。

**【加入者名】学校法人柳城学院　【口座番号】００８６０－６－４９４３４**

「振込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）からお振込ください。

同封の「振込取扱票」をご利用ください。手数料は不要（受取人負担）です。

**寄付金控除のご案内**

２千円を超える金額をご寄付いただきますと、特定公益増進法人に対する寄付金として、所得税法に基づき寄付金控除の対象とすることができます。また、他の特定公益増進法人に対する寄付を行った場合、合計した金額を寄付金控除の対象とすることができます。

寄付金控除の詳細については、裏面の「税制上の優遇措置」をご参照ください。

また、**法人からの寄付金につきましては、裏面の「法人の減免税措置（受配者指定寄付金制度）**」をご覧ください。

**個人情報の保護**

ご寄付いただいた方の氏名・住所等の個人情報は「特定個人情報取扱規程」により、適切な保護に努めます。

**税制上の優遇措置**

この寄付金は、寄付金控除（還付・減免）の措置が受けられることになっております。

　平成23年度税制改正により、それまでの所得控除制度に加え、新たに税額控除制度が導入されました。本学院は文部科学省より「税額控除」の対象法人である証明を受けております。この制度は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して多くの方において減税効果が大きくなります。

　確定申告時に所得控除制度と税額控除制度のうちどちらか一方を選択することができます。寄付金控除により還付・減免される所得税や正確な税率は、税務署にお問い合わせください。

①税制控除制度（税額控除に係る証明書使用）

寄付金が２千円を超える場合、２千円を超えた額について以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

（寄付金額―2,000円）×40％＝税額控除額（所得税額の25％が限度）

　※税額控除の対象となる寄付金額は、該当年分の総所得金額等の合計額の40％が限度

②所得控除制度（特定公益増進法人であることの証明書使用）

寄付金が２千円を超える場合、２千円を超えた額についてその年の課税所得から控除されます。

寄付金額―2,000円＝所得控除額

　※所得控除の対象となる寄付金額は、該当年分の総所得金額等の合計額の40％が限度

**法人の減免税措置（受配者指定寄付金制度）**

法人からの寄付金につきましては、法人税法に基づいて、当該事業年度の損金に算入することができます。

　受配者指定寄付金は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）を通じて寄付者が本学院を受配者に指定し、ご寄付をいただく制度です。私学事業団への諸手続きは本学院で行います。つきましては、私学事業団宛の「寄付金申込書」が必要となりますので、予め本学院法人事務局宛までご連絡いただくか、本学ホームページで「寄付金申込書」を出力してください。

　なお、損金算入には、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となりますが、寄付金の受領日は私学事業団の受領日（入金日）となりますので、当該事業年度に損金算入を予定されている場合はご注意ください。諸手続きの関係上、寄付金申込書受理後、「寄付金受領書」のお届けまでに１か月半程度の日数を要しますことをご承知おきください。

**募金金額**

原則として一口　10,000円以上。　個人でのお申込みは受配者指定寄付金としてお取り扱いができません。

問い合わせ先

学校法人　柳城学院　法人事務局

　〒466-0034　名古屋市昭和区明月町2-54　ＴＥＬ 052-841-2635（代）

ＦＡＸ　052-841-2697